

政令第二十六号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第十二条第八項及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十五の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 法第五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 法第八条

第八条の二第二項中「（再任用短時間勤務職員）」を「（定年前再任用短時間勤務職員）」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第八条の三第二項、第十条第三項及び第十条の二第二項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第十一条の二第二項第一号中「一万二千元」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、一万元)」を加え、同項第二号中「二万円」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、九千元)」を加え、同項第三号中「八千五百円」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、七千五百円)」を加え、同項第四号中「七千元」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、六千元)」を加え、同項第五号中「六千元」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、五千元)」を加え、同条第三項第一号中「六千元」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、五千五百円)」を加え、同項第二号中「五千元」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、四千五百円)」を加え、同項第三号中「四千三百円」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千八百円)」を加え、同項第四号中「三千五百円」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千円)」を加え、同項第五号中「三千円」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、二千五百円)」を加える。

第二十条に次の一項を加える。

2 法第二十七条の二第二号ハに規定する政令で定める者は、任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職を職員の配置等の事務の都合により退職した者とする。

第二十四条第四号中「である者」を「以上の階級である者（法第六条第二項に規定する自衛官を除く。）」に改め、同条第五号中「百分の九十五」の下に「（その者が退職の日の前日において法第六条第二項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百）」を加える。

附則第四項中「附則第五項」を「附則第四項」に改める。

附則に次の十六項を加える。

8 法附則第五項第一号に規定する政令で定める事務官等は、次に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者

二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

9 法附則第五項第二号に規定する政令で定める事務官等は防衛事務次官、防衛審議官、防衛監察監、防衛装備庁長官及び防衛技監とし、同号に規定する政令で定める年齢はそれぞれ六十二歳とする。

10 国家公務員の育児休業等に関する法律附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する法附則第五項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員について、同項の規定により計算した額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

11 法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に対する第八条の三第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

12 法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、第十条第三項各号に定める日において当該事務官等以外の事務官等であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び」とあるのは、「の月額に百分の七十を乗じて得た額及びその日において受けるべき」とする。

13 法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、第十条の二第二項に規定する異動等の日において当該事務官等以外の事務官等であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び」とあるのは、「の月額に百分の七十を乗じて得た額及びその日において受けるべき」とする。

14 前二項に規定するもののほか、法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に対する特地勤務手当及び準特地勤務手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

15 法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に対する第十一条の二第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」とする。

16 法附則第六項第二号に規定する令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当す

る事務官等として政令で定める事務官等は、第三条第一項に規定する病院又は防衛大学校若しくは自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所その他の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師又は歯科医師である者とする。

17 法附則第六項第二号に規定する令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する事務官等のうち政令で定める事務官等は、防衛大学校又は防衛医科大学校の学校長、副校長（教官である者に限る。）、教授、准教授及び講師とする。

18 法附則第七項に規定する政令で定める事務官等は、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定める事務官等とする。

19 法附則第九項及び第十項の規定により俸給として支給する額の算出の方法については、一般職に属する国家公務員の例による。

20 附則第八項から前項までに定めるもののほか、法附則第五項の規定による俸給月額又は法附則第七項、第九項若しくは第十項の規定による俸給の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

21 法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用す

る法第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第二十二条、第二十三条、第二十四条の二、第二十四条の三第一号及び第二十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二十一条</p>	<p>第二十七条の三第二項に規定する</p>	<p>附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項に規定する前期算定基礎期間（同条第一項に規定する前期算定基礎期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）の年数に応じて乗ずる</p>
<p>同項に規定する算定基礎期間（以下「算定基礎期間」という。）</p>	<p>前期算定基礎期間</p>	

<p>第二十四条の二</p>	<p>第二十三条</p>		
<p>第二十七条の七第一項</p>	<p>第二十七条の三第二項</p>	<p>算定基礎期間</p>	<p>第二十七条の三第三項</p> <p>当該若年定年退職者の退職した日が自衛官以外の職員の定年（法第二十七条の二第一号に規定する自衛官以外の職員の定年をいう。第二十四条の三第一号において同じ。）</p>
<p>用する法第二十七条の七第一項</p> <p>附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項</p>	<p>用する法第二十七条の三第二項</p> <p>附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項</p>	<p>前期算定基礎期間</p>	<p>用する法第二十七条の三第三項</p> <p>附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第三項</p> <p>その者の退職した日がその者の年齢六十年</p>

法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用す

る法第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十二条から第二十四条の二まで及び第二十四条の三第一号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条の三第一号	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年
第二十四条の五	第二十七条の三第二項	法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項
第二十一条	第二十七条の三第二項に規定する	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項に規定する後期算定基礎期間（同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）の年数に応じて乗ずる

	同項に規定する算定基礎期間 (以下「算定基礎期間」とい う。)	後期算定基礎期間
	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
三年以下	一年	
四年	二年	
○・九九五一九二	一・〇〇〇〇〇〇	
○・九八六五三八	一・〇〇〇〇〇〇	
五年	三年	
○・九八八四六二	○・九九三五九〇	
○・九六八一〇七	一・〇〇〇〇〇〇	
六年	四年	

		第二十三条			
第二十七条の二第一号	定める額	年	退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定	○・九二五九七九	七年
附則第十二項の規定により読み替えて適	定める額（当該若年定年退職者の退職した日とその者の年齢六十年に達する日の翌日前である場合にあつては、零）	年齢六十年	用する法第二十七条の三第三項	○・九六二〇三二	五年
				○・九八三九七四	○・九八三九七四
				○・九四七五二一	○・九八三九七四
				○・九八五五七七	○・九八三九七四

第二十四条	第二十七条の四第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第一項
第二十四条の二の見出し	額とする	額に百分の七十を乗じて得た額とする
第二十四条の二各号列記 以外の部分	百分の九十五	防衛省令で定める率
第二十四条の二第一号	退職の翌年	六十一歳の年
第二十四条の二第一号	第二十七条の七第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項
第二十四条の二第一号	退職の翌年の途中	六十一歳の年（法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第一項に規定する六十一歳の年をいう。以下この条及び次条において同じ。）の途中
第二十四条の二第一号	退職の翌々年	六十二歳の年

法附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二の規定により支給される給付金に對する第二十二條から第二十四條までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条の二第二号から第七号まで	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
	退職の翌年における	六十一歳の年における
	退職の翌年の十二月	六十一歳の年の十二月
	退職の翌年	六十一歳の年
	退職の翌々年	六十二歳の年
第二十四条の二第八号及び第二十四条の三第一号	退職の翌年	六十一歳の年

第二十二條	第二十七条の三第二項	附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項
	三年以下	一年

第二十三条	第二十七条の二第一号	四年	〇・九九五一九二	二年	一・〇〇〇〇〇〇
		〇・九八六五三八	一・〇〇〇〇〇〇		
		五年	〇・九八八四六二	三年	〇・九九三五九〇
		〇・九六八一〇七	一・〇〇〇〇〇〇		
		六年	〇・九八三九七四	四年	〇・九八五五七七
		〇・九四七五二一	〇・九八三九七四		
		七年	〇・九二五九七九	五年	〇・九六二〇三二
		附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一号			

	第二十七条の三第二項	附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項
第二十四条	第二十七条の四第一項 額とする	附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第一項 額に、退職の日の前日において自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄の適用を受けていた者にあつては百分の五十五を、同表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受けていた者にあつては百分の六十を、その他の者にあつては百分の七十を、それぞれ乗じて得た額とする

別表第四種別の項中

再任用職員以外の職員

再任用職員

を

定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員

定年前再任用短時間勤務職員又は再任用職員

に改め、同表備考一中「第四十四条の四第一項又は」を削る。

以外の職員

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(暫定再任用隊員に関する経過措置)

第二条 次の各号に掲げる職員の俸給月額について、当該各号に定める法の規定により計算した額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

一 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員（国家公務員法等の一部を改正する法律（以下「令和三年国公法等改正法」という。）附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員

をいう。第三項において同じ。） 令和三年国公法等改正法附則第十二条第二項の規定により読み替えられた同条第一項

二 暫定再任用短時間勤務隊員（令和三年国公法等改正法附則第十二条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務隊員をいう。次項において同じ。） 令和三年国公法等改正法附則第十二条第三項

2 この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第八条の二第二項及び第八条の三第二項の規定の適用については、暫定再任用短時間勤務隊員は、これらの規定に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

3 新令第十一条の二第二項及び第三項並びに別表第四の規定の適用については、暫定再任用隊員は、これらの規定に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（若年定年退職者給付金に関する経過措置）

第三条 新令第二十四条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した令和三年国公法等改正法第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者であつて、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する

日が施行日以後であるものに係る若年定年退職者給付金について適用する。